

京 都 大 学 事 務 本 部 決 裁 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後								
(前 略) 第3条 次の各号に掲げる事案については、総長の決裁を受けるものとする。 (1)~(8) (略) 2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事又は厚生補導担当の副学長(以下「副学長」という。)の決裁を受けるものとする。 3 } (略) 4 } (中 略)						第3条 次の各号に掲げる事案については、総長の決裁を受けるものとする。 (1)~(8) (同 左) 2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事又は厚生補導担当の副学長(以下「副学長」という。)の決裁を受けるものとする。 <u>ただし、総長が理事に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難しい事案については、この限りでない。</u> 3 } (同 左) 4 }								
別表第1 (略) 別表第2(第3条第2項関係)						附 則 この規程は、平成17年11月7日から施行し、平成17年10月1日から適用する。 別表第1 (同 左) 別表第2(第3条第2項関係)								
事 項			決 裁 者			事 項			決 裁 者					
(略)						(同 左)								
分課規程第9条から第12条並びに第24条(第1号を除く。)及び第25条に定める事項			財務・情報 基盤担当理事			分課規程第9条から第12条、第21条及び第21条の2並びに第24条(第1号を除く。)及び第25条に定める事項			財務・研究 ・情報基盤 担当理事					
分課規程第13条から第15条まで及び第21条から第23条までに定める事項			施設・研究 ・国際交流 担当理事			分課規程第13条から第15条まで並びに第22条及び第23条までに定める事項			施設・国際 交流担当理事					
(略)						(同 左)								
別表第3(第4条関係) 総務部 (中 略) 【社会連携推進課】														
掛名	事 項	専決者					掛名	事 項	専決者					
		掛長	課長 補佐	課長	部 長	理 事			掛長	課長 補佐	課長	部 長	理 事	
							各掛共通	春秋講義企画委員会等の開催通知、委員の推薦依頼、委嘱に係る事務処理						
							社会	京都大学アカデミックパートナーズ・プログラムに関する事務処理						

改 正 前					改 正 後								
知財 企 画 掛)	関 係	出願時補償金の支払いに 係る事務処理	—										
		特許事務所への各種依頼 ・指示・連絡等	—										
		発明者への各種連絡・依 頼等	—										
		科学技術振興機構への外 国出願支援申請、収入契 約決議・未収金計上伝票 等の事務処理	—										
		科学技術振興機構への精 算請求	—										
(後 略)					【産学官連携課】								
					掛 名	事 項	専決者						
							掛 長	課長 補佐	課 長	部 長	理 事		
					産学 官 連 携 推 進 室 (知 財 企 画 掛)	受託 研究 ・共 同研 究	受託研究契約書調印依頼	—					
							共同研究契約書調印依頼	—					
							拠点発明評価委員会の審 議結果の総長への答申に 係る事務処理		—				
							拠点発明評価委員会の審 議結果(議事録)	—					
							各種契約の締結(基本契 約、共同出願、実施契約 等)に係る事務処理	—					
						知財 関 係		ライセンス収入の配分に 係る事務処理	—				
								出願時補償金の支払いに 係る事務処理	—				
								特許事務所への各種依頼 ・指示・連絡等	—				
								発明者への各種連絡・依 頼等	—				
								科学技術振興機構への外 国出願支援申請、収入契 約決議・未収金計上伝票 等の事務処理	—				
							科学技術振興機構への精 算請求	—					